## 新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請について

令和2年(2020年)7月31日 滋賀県新型コロナウイルス 感 染 症 対 策 本 部

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づき、下記のとおり 県民の皆様に対して協力の要請を行う。

記

## 1 感染対策の徹底

- ・ 手洗いの励行、マスクの着用、3 つの密の回避など、基本的な感染対策の徹底。特に高齢者と接する機会のある方は、格段の注意
- ・ 免疫力を保ち、高める生活習慣の実践(休養・適度な運動・ストレスをためない等)
- ・ 感染者が多数確認されている大都市等への外出は、慎重に検討
- ・マスクをつけない状態での大声での会話を避けるなど、自らの感染対策も徹底した うえで施設を利用。利用する施設の感染防止策をしっかりと確認し、対策がとられ ていない施設については、利用を回避
- ・ 体調に違和感がある場合は、自宅で休養し、人との接触を回避。症状がなくても、 感染を広める可能性があることを意識した行動
- ・会食や飲み会、共同生活でのクラスター事例が確認されたことから、そうした場での感染対策の一層の徹底。特に集団での行動時に注意
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「CO COA」の活用

## 2 施設・事業所における感染防止策の徹底

- ・ 業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止 策への協力を依頼
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対 策実施宣言書」の掲示
- ・ テレワーク・時差出勤の推進

## 3 大規模イベントにおける感染防止策の事前相談

・ 全国的な移動を伴うイベントや参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催 を予定されている場合の滋賀県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談